（業務の休廃止の届出）

第九条　指定金融機関は、法第二十四条第一項の規定により事業基盤強化促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（申請等の方法）

第十条　法第十八条第二項、法第十九条第二項、法第二十条第一項並びに第二条、第五条、第六条及び前条の規定による国土交通大臣及び財務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、国土交通大臣又は財務大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

（立入検査の証明書）

第十一条　法第三十二条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

様式第一中「第17条第２項」を「第18条第２項」に改める。

様式第二中「第18条第２項」を「第19条第２項」に改める。

様式第三中「第19条第１項」を「第20条第１項」に改める。

様式第四中「第23条第１項」を「第24条第１項」に改める。

様式第五中「第31条第１項」を「第32条第１項」に、「第三十一条　国土交通大臣」を「第三十二条第一項　国土交通大臣」に、「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十一条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

附　則

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

○厚生労働省令第百八十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十九日

厚生労働大臣　後藤　茂之

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令

（毎月勤労統計調査規則の一部改正）

第一条　毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査の対象）	（調査の対象）
第七条　（略）	**第七条**　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）

（業務の休廃止の届出）

第九条　指定金融機関は、法第二十三条第一項の規定により事業基盤強化促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四による届出書に次に掲げる書面を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（申請等の方法）

第十条　法第十七条第二項、法第十八条第二項、法第十九条第一項及び法第二十三条第一項並びに第二条、第五条、第六条及び前条の規定による国土交通大臣及び財務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、国土交通大臣又は財務大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

（立入検査の証明書）

第十一条　法第三十一条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

5　特別調査は、第六条に規定する調査の範囲に属する事業所のうち、調査の期日現在において常用労働者を五人未満雇用するものであつて、厚生労働大臣が指定する地域に所在するもの（第十二条、第十六条第三項及び第四項並びに第十七条の二第二項において「特別調査事業所」という。）について行う。

（調査事項）

第八条　全国調査及び地方調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

（削る）

一～五　（略）

2　特別調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

一　事業所名及び電話番号

二～五　（略）

六　常用労働者ごとの次に掲げる事項

イ　氏名又は符号及び性

ロ～ヘ　（略）

（統計調査員）

第十二条　全国調査、地方調査及び特別調査の事務に従事させるため、法第十四条の規定による統計調査員として都道府県に設置されるもの（以下「毎月勤労統計調査員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、全国調査事業所、地方調査事業所及び特別調査事業所に係る調査票の配布及び取集並びに作成その他調査に附帯する事務を行う。

（立入検査等）

第十三条　毎月勤労統計調査員その他の毎月勤労統計調査の事務に従事する職員は、法第十五条第一項の規定により、必要な場所に立ち入り、第八条第一項第一号及び第四号並びに第二項第二号、第四号、第五号及び第六号に掲げる事項（同号イに掲げる事項については、氏名又は符号に関する事項を除く。）について、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

2　（略）

5　特別調査は、第六条に規定する調査の範囲に属する事業所のうち、調査の期日現在において常用労働者を五人未満雇用するものであつて、厚生労働大臣が指定する地域に所在するもの（第十二条及び第十六条第三項において「特別調査事業所」という。）について行う。

（調査事項）

第八条　全国調査及び地方調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

一　事業所名

二～六　（略）

2　特別調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

一　事業所名

二～五　（略）

六　常用労働者ごとの次に掲げる事項

イ　氏名及び性

ロ～ヘ　（略）

（統計調査員）

第十二条　全国調査、地方調査及び特別調査の事務に従事させるため、法第十四条の規定による統計調査員として都道府県に設置されるもの（以下「毎月勤労統計調査員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、全国調査事業所、地方調査事業所及び特別調査事業所の事業主又はこれに代わる者に質問し、調査票の記入その他調査に附帯する事務を行う。

（立入検査等）

第十三条　毎月勤労統計調査員その他の毎月勤労統計調査の事務に従事する職員は、法第十五条第一項の規定により、必要な場所に立ち入り、第八条第一項第二号及び第五号並びに同条第二項第二号、第五号及び第六号ニからヘまでに掲げる事項について、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

2　（略）